

会 議 録

1 会議名

令和2年度 第13回高田区地域協議会

2 報告（公開・非公開の別）

(1) 自主的審議事項「稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について」、自主的審議事項「高田区における“内水ハザードマップ”作成及び住民への周知について」、及び高田区地域協議会への諮問について（公開）

(2) 令和2年度 地域活動支援事業の変更について（公開）

3 議題（公開・非公開の別）

(1) 令和3年度地域活動支援事業の募集要項及び審査・採択のルールについて（公開）

(2) 令和2年度地域協議会の活動計画について（公開）

4 開催日時

令和3年2月15日（月）午後6時30分から午後6時52分まで

5 開催場所

福祉交流プラザ 第1会議室

6 傍聴人の数

なし

7 非公開の理由

—

8 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：飯塚よし子、浦壁澄子、小川善司、北川 拓、小嶋清介、佐藤三郎
澁市 徹（副会長）、杉本敏宏、高野恒男（副会長）、富田 晃、
西山要耕、廣川正文、本城文夫（会長）、松倉康雄、宮崎 陽
村田秀夫、茂原正美、吉田昌和

・事務局：南部まちづくりセンター：堀川センター長、小池係長、田中主任

9 発言の内容

【小池係長】

・栗田委員、松矢委員を除く18人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する

る条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

- ・同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

【本城会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：本城会長、松倉委員

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

- ・資料により説明

【本城会長】

「議題などの確認」について質疑等を求めるがなし。

一次第3報告(1)自主的審議事項「稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について」、自主的審議事項「高田区における“内水ハザードマップ”作成及び住民への周知について」、及び高田区地域協議会への諮問について—

【本城会長】

次第3報告(1)自主的審議事項「稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について」、自主的審議事項「高田区における“内水ハザードマップ”作成及び住民への周知について」、及び高田区地域協議会への諮問についてに入る。事務局より説明を求める。

【堀川センター長】

- ・資料No.1～3に基づき説明

資料No.1～3のとおり、3件の意見書等は令和3年2月8日付けで市の担当課に送付した。

なお、稲田橋の河川敷の土砂については、早速、担当課が高田河川国道事務所高田出張所の丸山所長に本要請書を持参し、土砂の撤去を要請したとのことである。担当課の報告では、丸山所長は「現状は把握しており、土砂の撤去を進めていかなければならない」との認識でいるとのこと。具体的な撤去の時期については、「関川全体を考え、優先順位を付けて土砂の撤去に取り組んでいるところであり、具体

的な日程はまだ決まっていない」ということである。

またこの件に関して情報が入り次第、事務局に連絡をもらうことになっている。その際は地域協議会に報告する。

【本城会長】

事務局の説明に質問のある委員の発言を求めるがなし。

以上で次第3報告(1)自主的審議事項「稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について」、自主的審議事項「高田区における“内水ハザードマップ”作成及び住民への周知について」、及び高田区地域協議会への諮問についてを終了する。

—次第3報告(2)令和2年度地域活動支援事業の変更について—

【本城会長】

次に次第3報告(2)令和2年度地域活動支援事業の変更についてに入る。事務局より説明を求める。

【堀川センター長】

- ・当日配布資料No.1に基づき説明

【本城会長】

事務局の説明に質問のある委員の発言を求めるがなし。

以上で次第3報告(2)令和2年度地域活動支援事業の変更についてを終了する。

—次第4議題(1)令和3年度地域活動支援事業の募集要項及び審査・採択のルールについて—

【本城会長】

次に次第4議題(1)令和3年度地域活動支援事業の募集要項及び審査・採択のルールについてに入る。

前回の会議では、令和3年度の地域活動支援事業の募集要項、審査・採択のルール等について協議をした。本日は、前回の結果を反映させた資料内容を確認し、最終案としたいと思う。事務局より説明を求める。

【堀川センター長】

- ・当日配布資料No.2～6に基づき説明

【本城会長】

事務局の説明に質問のある委員の発言を求めるがなし。

当日配布資料No.2～6まで資料No.ごとに確認し、決定していく進め方でよいかを諮り、委員の了承を得る。

まず、当日配布資料No.2「上越市地域活動支援事業令和3年度実施分募集要項（案）」について意見のある委員の発言を求める。

【富田委員】

令和3年度の高田区の配分予算額が1,240万円となっているが、もう決定しているのか。

【本城会長】

以前から説明をしているように、3月の市議会で市の予算が議決されなければ新年度予算は決定しない。議決されることを前提とした金額である。

令和3年度の「募集要項」を当日配布資料No.2のとおりとしてよいかを諮り、委員の了承を得る。

次に当日配布資料No.3「令和3年度高田区地域活動支援事業の審査・採択の基本的なルールについて（案）」について意見のある委員の発言を求めるがなし。

令和3年度の「審査・採択の基本的なルールについて」を当日配布資料No.3のとおりとしてよいかを諮り、委員の了承を得る。

次に当日配布資料No.4「高田区地域活動支援事業審査・採択シート（案）」について意見のある委員の発言を求めるがなし。

令和3年度の「審査・採点シート」を当日配布資料No.4のとおりとしてよいかを諮り、委員の了承を得る。

次に当日配布資料No.5「令和3年度提案事業に関する調査票（案）」について意見のある委員の発言を求めるがなし。

令和3年度の「提案事業に関する調査票」を当日配布資料No.5のとおりとしてよいかを諮り、委員の了承を得る。

次に当日配布資料No.6「提案書にかかる質問票（案）」について意見のある委員

の発言を求めるがなし。

令和3年度の「提案書にかかる質問票」を当日配布資料No.6のとおりとしてよいかを諮り、委員の了承を得る。

最後に全体を通して意見等あるか。

【茂原委員】

今年度は高田区の配分額に対して、440万円ほどの残額が出た。その残額について、どのような扱いとなったのか教えてほしい。

【本城会長】

残額については、市に不用額として返還することになっている。目的を付けて、他の地域活動支援事業や新型コロナ対策等に使用できるものではない。市が財務上、不用額として受け入れ、処理されている。

【堀川センター長】

未執行という形になっている。3月の市議会で今年度の全体予算から修正することになる。これは高田区だけの話ではなく、他区の地域活動支援事業の予算をまとめて減額補正することになる。

【茂原委員】

要するに高田区としては不用額ということか。

【本城会長】

高田区としてではなく、市として不用額ということである。

ほかに意見等のある委員の発言を求めるがなし。

以上で次第4議題(1)令和3年度地域活動支援事業の募集要項及び審査・採択のルールについてを終了する。

—次第4議題(2)令和2年度地域協議会の活動計画について—

【本城会長】

次に次第4議題(2)令和2年度地域協議会の活動計画についてに入る。澁市副会長より説明を求める。

【澁市副会長】

・資料No.4により説明

資料No.4の星印が付いているところが、前回に比べて更新されたところである。

2番の「④審査・採択ルール等の検討・決定」は、2月8日としか書いていないが、本日決定されたので2月15日も付け加える。

そして「⑥地域協議会に関する意識調査」は、市が令和2年4月に前期の地域協議会委員にアンケート調査を行い全市で約400人が提出した。非常に膨大な量であったため、市はまとめるのに1年もかかったようである。私が令和3年2月2日に市の自治・地域振興課長に会った際に、いつ頃答えた人たちにフィードバックされるか聞いたところ、4月以降になるとのことだった。よってここは4月以降となる。

また、3の②、参考資料として本日配られている表は、令和2年11月30日に皆さんで班分けをして、高田区の地域課題は何かというテーマで話し合った内容を取りまとめたものである。せっかくよい議論をして、報告がされたものであるので、それを基にこれから地域協議会で検討していくことになる。いつやるかは、まだ正副会長、あるいは事務局と話していないので、この資料を見て「もっと早くやれ」というのであれば、ぜひ皆さんの方から事務局に連絡をしてもらえればと思っている。

【本城会長】

今ほどの説明について、質問のある委員の発言を求める。

【富田委員】

非常に細かく、わかりやすくまとめていただき感謝する。

この中で具体的にやるというか、単なる評論家ではなく、実際にアクションに移さなければならないわけである。実施時期・形式等、いろいろあると思うが、なかなか難しいと思う。自分も個人的に動いているが、どのように動いたらよいか、どのように進めたらよいかということは、まだ頭がない。澁市副会長も資料に記載したのみで、「実施時期等、検討」としているが、何か案はあるのか。

【澁市副会長】

先ほども説明したように、正副会長、あるいは事務局と何も話していない。このまとまった資料をもらったのは今日である。皆さんと全く同じである。むしろ皆さ

んからこれを読んでもらい、資料No.4の一番下の方に注意の「3」で書いてあるように皆さんの意見や、例えばこの参考資料の中で何が重要だとか、今後どのようなかたちで検討していくべきだとか、具体的な提案を出してもらえると私としては非常に助かる。そんなに長い文章は要らない。直接私どもに出してもらおうよりも事務局にメール、あるいは書き物で出してもらった方がよいと思う。

【富田委員】

承知した。

【本城会長】

2月26日(金)までに事務局に意見、あるいは質問を文書で出してもらえれば、その対応を改めて正副会長で相談したいと思う。

ほかに質問等のある委員の発言を求めるがなし。

以上で次第4議題(2)令和2年度地域協議会の活動計画についてを終了する。

—次第5 事務連絡—

【本城会長】

次に次第5「事務連絡」について事務局より説明を求める。

【堀川センター長】

- ・ 次回の協議会の日程連絡
- ・ 令和2年度 高田区地域協議会 活動報告会：3月8日(月) 午後6時30分から 福祉交流プラザ
- ・ 第14回地域協議会：3月15日(月) 午後6時30分から 福祉交流プラザ
- ・ 令和3年度 第1回地域協議会：4月19日(月) 午後6時30分から 福祉交流プラザ
- ・ 配布資料の説明
- ・ (参考資料) 令和2年度高田区地域協議会委員意見交換会で出た主な意見「整理表」

【本城会長】

今ほどの説明に質疑を求めるがなし。

最後に、全体をとおして質問等のある委員の発言を求めるがなし。

- ・会議の閉会を宣言

1 0 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 0 2 5-5 2 2-8 8 3 1 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

1 1 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。